

調達管理番号：20a00900

国名：パレスチナ

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：パレスチナ畜産・獣医分野に係る情報収集・確認調査（獣医サービス・獣医学教育）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：獣医サービス・獣医学教育
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月上旬から2021年6月下旬
- (2) 業務M/M：現地 1.20 M/M、国内 0.50 M/M、合計 1.70M/M
- (3) 業務日数：国内準備 5日、現地業務 36日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年1月13日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年1月26日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	畜産・獣医分野に係る各種業務（獣医サービス／獣医学教育の各種業務を高く評価する）
対象国／類似地域	中東地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パレスチナ自治区(以下、「パレスチナ」という。)において、農業セクターは GDP 貢献度が 3.7%(2019 年)に留まるものの、食糧安全保障や貧困削減の観点から同国の安定及び発展において重要な役割を果たしている。

JICA は、これまでヨルダン川西岸地区のヨルダン渓谷地域3県を対象とした「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト(以下、「EVAP」という。)(2011 年～2015 年)及びパレスチナ全域を対象とした「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」(以下、「EVAP フェーズ 2」という。)(2016 年～2021 年)の実施を通じ、パレスチナ農業庁の農業普及関係職員が市場志向型の営農・技術指導を実践できるよう、野菜栽培及び畜産を主対象とした普及業務の改善支援を行ってきた。これらプロジェクトの成果として、対象農家の農業収益性の向上が確認されている。

一方で、畜産振興を図るにあたっては、農家の能力強化だけでなく、家畜の生産性や畜産物の輸出等と密接に関わっている家畜疾病対策の強化にも取り組む必要がある。パレスチナ自治政府も家畜疾病対策の強化を重要な課題として認識しており、「国家農業セクター戦略(2017～2022)」においても、獣医師の能力強化や移動式獣医クリニックの強化等の目標が掲げられている。

係る状況を踏まえ、パレスチナにおける畜産・獣医分野の現状を包括的に把握するとともに、我が国を含む各ドナーの畜産・獣医分野への支援を整理し、今後の JICA による支援の可能性について検討するため、本調査を実施することとした。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、無償資金協力及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、パレスチナにおける畜産・獣医分野(特に獣医サービス及び獣医学教育)に関する情報収集及び協力ニーズの検討を行う。なお、今後の技術協力の方向性を検討するにあたっては、PDM(Project Design Matrix)の構成要素に沿って、必要な投入も含め、検討を行うこととする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2021 年 3 月上旬)
 - ① パレスチナの畜産・獣医分野、特に獣医サービス・獣医学教育に関する国家政策・財政、他ドナーの動きに関する動向の情報・データを整理し、分析する。
 - ② 現地調査項目を整理し、現地調査における対処方針(案)及び本業務に係るワークプラン(案)を作成する。
 - ③ 対処方針会議等の関連する各種事前会議に参加する。
 - ④ 調査報告書(案)の目次構成を整理する。
- (2) 現地業務期間 (2021 年 3 月中旬～4 月下旬)
 - ① JICA パレスチナ事務所との打ち合わせに参加する。
 - ② パレスチナ農業庁に対して、ワークプランを基に、本調査の趣旨を説明する。
 - ③ 畜産・獣医分野に係る情報・資料を収集し、パレスチナの現状を把握する。現段階では、以下の調査項目を想定しているが、これ以外にも調査すべき項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

ア) 畜産行政の概要

- 国家農業セクター戦略(2017-2022)の現状、課題及び今後の目標を確認する。
- 農業庁及びその他関連機関の組織構造を調査し、畜産分野及び獣医サービスに関わる各省庁・行政機関、地方行政機関等の役割分担、その現状、課題、能力強化ニーズの分析を行う。
- ワクチン接種や人工授精プログラム、家畜疾病監視システム等を含

む獣医サービスに関する個別の計画の有無、その現状、課題（財政面を含む）を調査する。

- 畜産普及体制、家畜伝染性疾病の防疫体制、畜産物の安全性確保体制について、現状及び、課題を調査する。

イ) 畜産業の概況

- パレスチナにおける畜産業の現状及び課題（家畜頭数、飼養環境、農家数（飼養頭数規模別及び飼養体系別）、畜産業に係るインフラ整備及び機材の整備状況、獣医師及び畜産技術者数、家畜疾病の発生状況、ワクチン接種や人工授精等の普及状況、畜産物の安全性、畜産物の国内需要及び主要な販売経路等）を調査する。
- 家畜疾病の検査・診断・治療体制に係る現状及び課題について、関連インフラ及び機材の配備状況及び維持管理体制（電気及び水の供給・整備状況を含む）、関連する資機材及び消耗品の調達体制（ワクチンや実験試薬を含む）、フィールド調査の実施状況、公的及び民間獣医サービスの現状（診断・治療のレベルを含む）、予算及び人員体制等を調査する。
- 家畜を保有する世帯を対象とし、生活環境、主な収入源、家畜の利用に係る社会規範・慣習、飼養体系、男女の作業分担、獣医サービスに対する評価、その他ニーズや課題等を調査する。なお、定住民と遊牧民それぞれを調査対象とする。また、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等、ジェンダーにも配慮することとする。家畜疾病の検査・診断・治療体制に係る現状及び課題（インフラ及び機材の現況及び維持管理体制、フィールド調査の実施状況、診断・治療のレベル、予算及び人員体制等）を調査する。
- 地方における問題点や都市部との相違点（畜産業・獣医サービスに関する地方政府と中央政府の役割分担を含む）を調査する。

ウ) 獣医学教育の概況

- 獣医学部／学科を有するパレスチナ国内の大学において、大学・大学院教育・研究に関する現状、課題及び今後の目標（教育カリキュラム・シラバス（現状及び改編計画の有無）、獣医師免許の認可制度、教職員の定員数・充足率、学生数（現状及び適正規模）、卒業生の就職状況（国内への定着率を含む）、主な研究テーマ、教育・研究予算等）を聴取する。
- パレスチナ関係機関において、卒後獣医師の再教育に係る現状と課

題について聴取する。その際、卒後獣医師の再教育に係る実施体制（人員・予算等を含む）についても確認する。

- 獣医学教育・研究機関に勤務する獣医師を対象とし、卒後獣医師の再教育に関する研修等での講師経験、指導内容、研修全体への評価、改善すべき事項について意見を聴取する。
- 家畜衛生及び公衆衛生分野で活動している獣医師を対象とし、卒後獣医師の再教育に関する現状と要望をインタビュー及びアンケートによって調査する。なお、インタビュー調査はヨルダン川西岸地区内の関連施設（と畜場、食鳥処理場、家畜保健衛生所等）を5～6カ所訪問することを想定しており、アンケート調査については、JICA パレスチナ事務所を通じてパレスチナ側関係機関に配布した質問票を収集・分析することとする。

- ④ パレスチナの畜産・獣医分野における他ドナーの支援状況について、最新の情報を整理・分析する。特に、今後5年間（2021年～2026年頃まで）の支援分野や投入予定金額等、可能な限り動向を把握するよう努める。
- ⑤ 収集した情報を分析・整理し、パレスチナにおける畜産・獣医分野（特に、獣医サービス及び獣医学教育）の現状及び課題について取りまとめるとともに、将来起こりうる課題を抽出する。
- ⑥ 上記を踏まえて、現地業務結果報告書を作成する。なお、本報告書の作成にあたっては、各ドナーとパレスチナ自治政府が実施しているプロジェクト等についても記載すること。また、畜産・獣医分野における今後の日本による協力可能性（具体的に想定される支援案）についても提言すること¹。
- ⑦ 現地業務結果報告書をもとに、JICA パレスチナ事務所及びパレスチナ農業庁に報告を行う。

（3） 帰国後整理期間（2021年5月上旬～5月下旬）

- ① 現地調査結果を踏まえ、業務完了報告書（案）を JICA 経済開発部に提出する。
- ② 業務完了報告書（案）をもとに、今後の協力の方向性について、JICA 関

¹今後の具体的な技術協力プロジェクト案の提言にあたっては、概算事業費、必要な専門家及び資機材等についても検討し、PDM（Project Design Matrix）の構成要素に沿った提案とすること。なお、パレスチナの場合、専門家派遣は基本的に短期専門家のシャトル型派遣となることも考慮すること。

係部署との協議に参加し、意見交換を行う。

- ③ 上記②の結果を踏まえ、業務完了報告書（案）を修正し、JICA 経済開発部の確認を得た上で最終化したものを提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す報告書等の印刷・製本、電子化にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくこととする。

- (1) ワークプラン（和文及び英文。それぞれ電子データのみ）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、現地業務期間開始までに作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（和文及び英文。それぞれ電子データのみ）
現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果（業務の具体的内容及び達成状況）を共有するためのもの。
- (3) 業務完了報告書（和文 2 部、英文 2 部。簡易製本版および電子データ）
本調査の完了を確認するためのもので、2021 年 5 月 19 日までに提出することとする。記載項目（案）は以下のとおり。
- ア) 業務の具体的内容及び達成状況
 - イ) パレスチナにおける畜産業の概況
 - ウ) パレスチナにおける獣医サービス・獣医学教育の現状及び課題
 - エ) 各ドナーによる支援状況、課題及び今後の計画
 - オ) ア)～ウ)を踏まえ、JICA 支援の優位性のある分野の提案
 - カ) 今後対応すべき追加調査項目（あれば）
 - キ) その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ソウル／香港⇄テルアビブを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、2021年3月上旬～4月上旬を予定していますが、海外渡航禁止措置の解除が前提です。

なお、新型コロナウイルス感染症及び治安上の制約等により、上記現地業務期間に亘り同措置が継続する見通しが濃厚となる場合は、現地調査開始時まで、双方協議の上、①現地業務を国内業務に振替える（国内振替ケース）或いは②渡航制限措置が緩和されるまで現地業務を延期する（延期ケース）こととします。いずれのケースでも、所定の成果を達成することを前提とします。コンサルタントは、プロポーザルにおいて、契約開始後に上記①のケースとなることも想定して、現地業務を国内業務に振替えて実施する具体的な方法についても提案するようにしてください。その際、M/Mについては、現地業務分に相当する量を国内業務に充当することとします。また、上記②の場合、現地渡航日程は、JICA及びコンサルタント双方の協議により調整することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：通訳（英語⇄アラビア語）の提供
- オ) 現地日程のアレンジ：C/Pとの初回の協議のみアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8443）にて配布します。

- ・ パレスチナ「ジェリコ農産加工団地開業促進に係る情報収集・確認調査」調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_317_12147682.html
- ・ パレスチナ「ジェリコ農産加工団地のための PIEFZA 機能強化プロジェクト」事業完了報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_317_12110920.html

- ・ パレスチナ「持続的農業確立のための普及システム強化プロジェクト」終了時評価報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003872.html>
- ・ パレスチナ「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」ホームページ
<https://www.jica.go.jp/project/palestine/009/newsletter/index.html>
- ・ パレスチナ「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」ホームページ
- ・ <https://www.jica.go.jp/project/palestine/002/index.html>

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本案件の業務従事者には、畜産・獣医分野の各種業務経験があれば望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。特に、ガザ地区入域に際しては、同事務所を通じて最新の治安情報を収集し、同事務所の支持に従ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密

に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ パレスチナは公用旅券での渡航となります（＜参考＞公用旅券申請に必要な書類：公用旅券申請書、戸籍抄本または謄本 1 通（6 ヶ月以内に発行されたもの）、公用旅券用写真（縦 4.5 cm×横 3.5 cm）1 枚、一般旅券の写し）。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上